

喪中の時の正しい 神棚のまつり方

同居していた人に不幸があった場合には、喪に服し故人のまつり（忌）に専念するため神棚に白紙を貼り、五十日あるいは四十九日までの間は毎日のおまつりはひかえます。

そして、四十九日あるいは五十日たったなら忌み明けとして、ただちに白紙をはがして、御神札・御幣束をおまつりし、普段通りのおまつりを斉行するようにしましょう。忌の期間が正月をはさむ場合は、忌が明けてから氏神様から御神札を受け、神棚におまつりしましょう。

五十日祭や四十九日供養が過ぎてもおまつりしないまま、一年中神棚を放っておくことが絶対にならないようにくれぐれも注意し、一日もはやく日常の生活に復帰出来るように心掛けましょう。

う。

尚、服忌及び服忌の期間について次に記しておきますので参考にしてください。

ぶつき（ぶくき） 服忌とは

「服」とは喪服を着る事つまり喪に服する事、「忌」は人の死を畏れ忌む事を意味します。ご家族が亡くなった時、一定の期間、身を慎みます。

この期間中を「服忌」「忌服」と言い、神社への参加、お祝い事等を遠慮するのが一般的です。立場上やむなく参加の場合は、忌明けのお祓いを神社で受けて下さい。

その期間は、ご自身と、亡くなった方との血縁がどうであったかによって、変わります。地域の習慣によって異なる場合が

ございますので、地元的神主に聞いて下さい。

一、父母、夫、妻、子…五十日
二、祖父母、孫、兄弟姉妹

三、曾祖父母、曾孫、…三十日
甥姪、伯叔父母…十日

四、高祖父母、玄孫、兄弟姉妹の孫、従兄従弟、従祖母父母…三日

五、配偶者の親族については一項ずつ繰り下げた日数による。

お正月は どうするの？

亡くなってから五十日以上を経過している場合等は、通常通り門松、しめ飾りをお飾りして下さい。
また、新年の新しいお札をお受け下さい。

芳賀支部編神葬祭より

